

＜「地域一体となった宿泊施設のDX人材育成に向けたアドバイザー派遣事業」＞ Q&A

No	公募要領項目	質問	No	回答	備考
Q1	全体	この事業の目的は何か	A1	宿泊施設の生産性・収益性向上を図っていくために、デジタル技術を活用した取組を進めていきたいと考えていますが、①宿泊施設はIT化に対応できていないケースが多い、②人手不足解消のためにIT化を通じた業務効率化や生産性向上が不可欠、③宿泊施設における課題を解決できるDX人材の育成が必要、といった課題があります。 これらを踏まえ、ITシステム導入等を通じた人材育成に意欲ある複数の宿泊施設にアドバイザーを派遣し、DXアドバイザーの支援を得ながら内部人材の育成を図ることを目指すものです。	
Q2	全体	一次公募（宿泊施設を核とした観光地のDX推進に向けた実証事業）との違いは何か	A2	一次公募では、宿泊施設が主体となり、宿泊予約データを地域で活用するなど、地域が一体となったDX化を目指すものです。 一方今回の事業は、宿泊施設におけるデジタル技術を活用した対応等を行う人材を育成するために、アドバイザーを派遣し、デジタル技術の習得、経営上の課題をDXの観点から主体的に解決できる、といったことが可能となるようなアドバイスを行う事業となります。	
Q3	全体	5施設以上を応募の条件とする理由は何か	A3	観光庁で実施している宿泊施設を対象とする他の補助事業においても、地域での応募として5施設以上の連携を条件としており、これらに準じているものです。	
Q4	全体	地域の範囲について要件はあるか	A4	温泉街等の地域でまとまった宿泊施設での応募を想定しております。応募申請書に地域の範囲の考え方を記載いただきます。地域が広範になる場合は、観光客が宿泊期間中に回遊するようなエリアなのか、観光の経済圏として一体性があるかなど、総合的に内容を判断した上で決定します。 ※公募要領3.（1）のとおり	
Q5	全体	グループチェーンでの申請は可能か	A5	A4における地域の考え方にに基づき、個別に判断します。	
Q6	全体	5施設以上で応募し、後から参画する施設の追加や入れ替えをすることは可能か	A6	事業実施期間中における宿泊施設の追加や入れ替えは、内容に応じて判断します。なお、応募申請書の修正はできません。 ※公募要領7.（4）⑦のとおり	
Q7	全体	応募を考えている地域にDMOがないが、任意の団体での応募は可能か	A7	任意団体でも可能です。 ※公募要領4.（1）のとおり	
Q8	全体	三つ以上の取組を選択することはできないのか	A8	選択できる取組項目は二つまでとなります。 ※公募要領3.（1）のとおり	
Q9	全体	事業期間内において、時期により異なる取組を行うことは可能か （例：1月に④のPMS導入、2月に⑥のITツール導入を行う）	A9	可能です。	
Q10	全体	参画する宿泊施設を二つにグループ分けし、それぞれ異なる取組を行うことは可能か（例：10施設のうち、6施設は③の自社サイト等での直販、4施設は⑦のデジタルマーケティングの導入を行う）	A10	可能です。	
Q11	全体	一つの取組を集中して行いたいと考えているが、事業期間内において、時期により異なるアドバイザーを派遣してもらうことは可能か （例：1月はA氏、2月はB氏）	A11	取組内容を事務局にて検討し、必要性に応じて個別に判断します。	
Q12	アドバイザー派遣	どのような人がアドバイザーとして派遣されるのか	A12	ITの導入・活用等をハンズオンで指導できる方を事務局で用意する予定です。 ※公募要領3.（1）（2）のとおり	

No	公募要領項目	質問	No	回答	備考
Q13	アドバイザー派遣	派遣されるアドバイザーについて、特定の人を指名するなど、希望を出すことはできるのか	A13	公募要領3. (1) の【対象となる取組項目】の分野における専門家を、有識者と相談の上選定し、事務局にてマッチングいたします。特定の人を指名はできません。	
Q14	アドバイザー派遣	DMOや観光協会にもアドバイスをもらうことは可能か	A14	本事業における支援対象にはなりません。派遣するアドバイザーから宿泊施設への助言を行う際に、地域一体となるために同席して一緒に勉強することなどは特段妨げるものではありません。	
Q15	経費	アドバイスを受ける時間に応じた謝金以外に、アドバイザーに資料作成などの事前準備をしてもらう場合、労力が発生するが、相応の対価は支援対象経費の対象となるか	A15	アドバイスを受ける時間に応じた謝金及び旅費のみが支援対象となるため、事前準備にかかる労力の対価は支援対象になりません。 ※公募要領5. (1) のとおり	
Q16	経費	本事業の取りまとめや事務を行うために発生する人件費は支援対象となるか（現雇用者、新規雇用者）	A16	雇用契約の内容により判断します。当該職員が本事業を実施するために必要な業務補助等に従事することを、雇用契約書等の写しの提出により明確に提示の上、内容が妥当であると判断された場合、従事した時間が支払い対象となります。	
Q17	経費	本事業における育成対象者は、宿泊施設の業務を行いつつ本事業に従事することとなるが、本事業に従事する時間の人件費は支援対象となるか	A17	本事業におけるDX人材の育成は、当該人材の所属する宿泊施設の経営改善等に資するものであることを踏まえ、本事業に従事する時間の人件費は支援対象になりません。	
Q18	経費	IT関係の書籍の購入費は支援対象となるか	A18	消耗品代として支援対象になります。ただし、必要性や部数等を確認の上、事務局にて判断する予定です。	
Q19	経費	どのような場合にシステム等の構築や開発・カスタマイズが支援対象経費として認められるのか	A19	本事業は、DXアドバイザーの支援を得ながら内部人材の育成を図ることを目指す事業です。そのため、アドバイザーがハンズオンで指導する中で、実際にシステムのカスタマイズ等が必要になるかどうかは、助言内容の確認をしながら事務局にて判断をする予定です。システムの開発や改修ありきの事業ではありません。	11月24日 追記
Q20	選定	事業の選定における有識者とは誰か	A20	観光分野やDX等を専門とする方を予定しております。	
Q21	事業遂行	宿泊施設の担当者や事業の取りまとめ担当者は、事業期間中に変更可能か	A21	本事業の趣旨に鑑み、原則、事業期間中の変更は不可とします。なお、退職等やむを得ない事情がある場合は、事務局にて判断の上、必要に応じて事業計画の変更手続きを行うことを予定しております。	
Q22	事業遂行	選定された場合、アドバイザーの派遣に伴う契約は、誰と誰が行うのか	A22	選定された事業の申請主体（選定後は事業主体）とアドバイザーにて契約を締結していただきます。	
Q23	事業遂行	アドバイザーへの謝金は、いつ、誰から誰に支払われることになるのか	A23	謝金は、事業の申請主体（選定後は事業主体）からアドバイザーに支払っていただきます。なお、事務局から事業主体への支払いは、事業報告書等の確認完了後となる予定です。	
Q24	事業遂行	アドバイザーは宿泊施設に来てもらって現地に対応となるのか 状況によってオンラインでの開催もありか また、アドバイザーの人数に決まりはあるのか	A24	現地にアドバイザーが行って指導することを想定しております。なお、アドバイス内容や時間的制約等の関係から、オンラインでの実施もあり得ます。 また、アドバイザーの人数に制限はありません。	11月21日 追記